

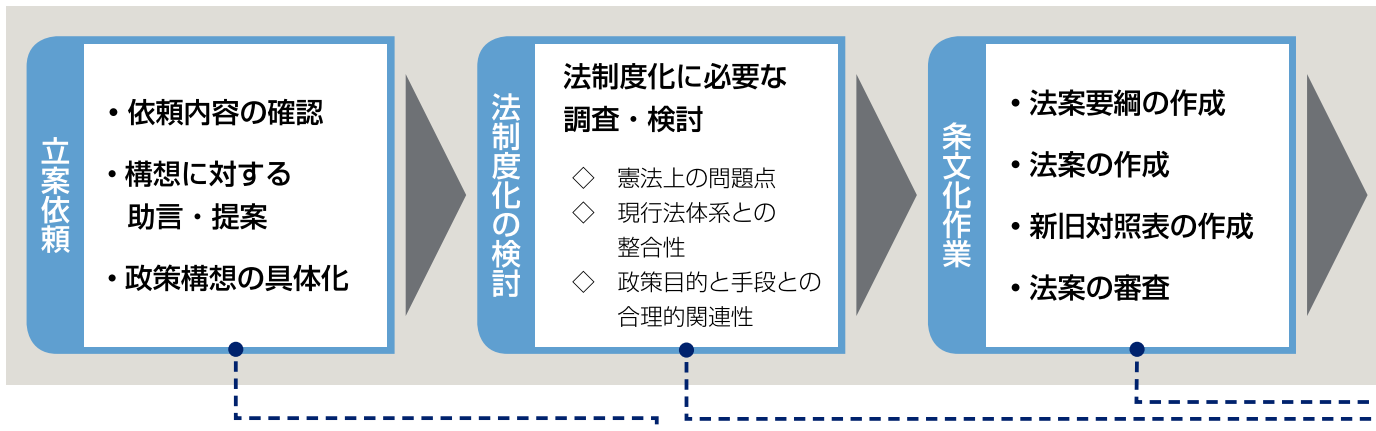
衆議院法制局の職務

1 議員立法の立案・審査 ～国会議員の構想を法制度に～

議員や政党の政策立案スタッフが何らかの施策、立法措置を構想すると、その構想を衆議院法制局に提示し、検討、立案を依頼します。しかし、この段階では、まだ必ずしも法制度として完成されたものとは限りません。そこで、多くの場合、衆議院法制局は、提示された構想の意味や依頼の趣旨について、依頼者との協議を重ね、次第に具体的な形にしていきます。

議員立法の立案過程においては、憲法への適合性や他の法制度との整合性等に十分に配慮しつつ、依頼者の意向を最大限に反映させた法制度を設計することが必要になります。そのためには、依頼者と粘り強く協議を行い、依頼者の政策構想がどのような想いから出たものなのかを的確に把握し、それを踏まえた示唆・助言を適切に行う手腕が求められます。

議員立法成立までの過程を図で表すと、以下のような流れとなります。



立案依頼の受理 —依頼議員と綿密な打合せ—



法案の立案依頼は、「ある政策を実現したいがどうすればよいか」といった漠然としたものから、既に政策要綱としてまとまっているものまで、様々な形で衆議院法制局に持ち込まれる。そこで、まずは依頼者である国会議員の実現したい政策内容を確認し、把握することから作業は始まる。

以降、依頼者とは頻りに接触し、法律上の問題点について協議し、必要に応じ代替案を提示するなどしつつ、政策構想を具体化していく。

法律的な知識が必要とされるのはもちろんのこと、要点を正確かつコンパクトに分かりやすく説明できる能力や、依頼者との信頼関係を築くためのコミュニケーション能力が問われる場面である。

国会審議のサポート —最後にして最大の山場—

法案が提出された後も衆議院法制局の仕事は続く。国会での法案審議に備え、まずは想定問答（あらかじめ想定される質問に対する答弁案）を準備しておく必要がある。

委員会での審議が行われる場合には、その前日に、質問予定の議員に質問内容を確認し、答弁案を作成する。深夜に及ぶ作業になることもしばしばだ。

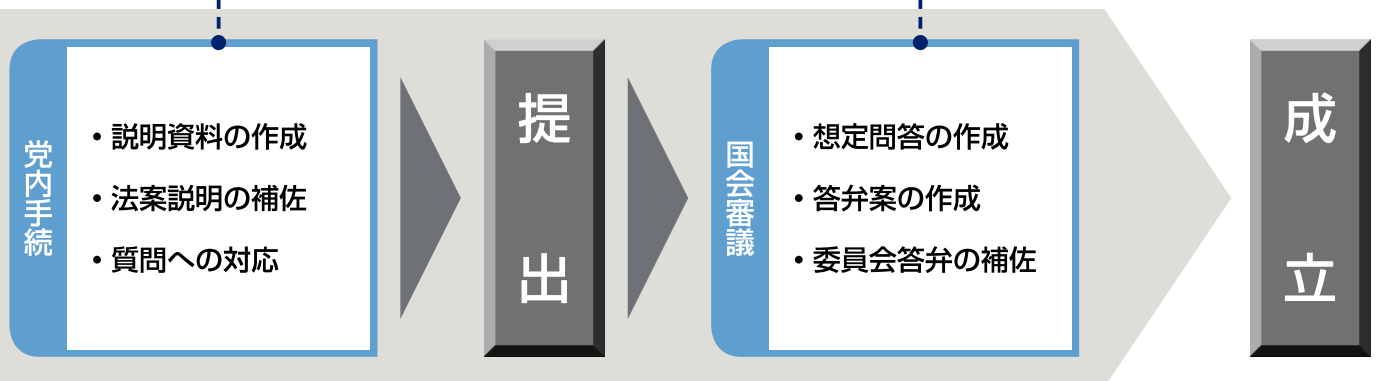
審議当日は、答弁予定の議員に答弁案を渡して打合せを行う。さらには委員会審議の場にも同行して議員の側に控え、質問への対応などに備える。また、法制面に関する質問に対し、衆議院法制局の職員が答弁を行うこともある。

法案が参議院に送付された後も、引き続き、参議院での法案審議をサポートする。



党内手続のサポート —簡潔かつ分かりやすい説明—

法案を国会に提出するためには、通常、依頼議員の所属政党において内部手続を経る必要があり、衆議院法制局はここでも依頼者をサポートする。議員が各党の会議で説明する際には同行し、出席者からの質問に対応する。また、法案の理解を助けるため、図や表を交えた分かりやすい説明用資料を作成することも多い。



法制度化に向けた調査・検討

—幅広い視野・柔軟な検討—

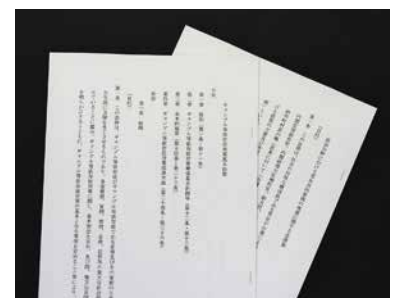
政策構想が固まってくると、それをいかにして実現していくべきかについて、憲法上の問題点や現行法体系との整合性などの法制的な観点から検討を加えていく。例えば、法の原則に対し例外を設ける場合には、それを支える十分な理由が存在するかどうかを検討したり、また、一定の事項について措置する場合に、類似する別の事項についても措置しないと均衡を失わないか、といった点を検討したりする。

そして、依頼議員の政策構想を支えるための理論を構築するなどして、法制度の全体像を設計していくのである。

法制度を条文に

—専門技術的な職人の世界—

法制度の骨格が決まると、それを法案要綱の形にして依頼議員に提示し、了解を得られれば具体的な条文化作業に入る。表現の正確さと分かりやすさとのバランスに留意しつつ、立法技術を駆使して条文を作成していく専門的・技術的な作業である。また、一部改正法の場合は、現行法の条文と改正後の条文を比較した新旧対照表も併せて作成する。作成された法案の原案は、部長・法制次長・法制局長によって順次審査が行われる。



衆議院法制局の職務

2 修正案の立案・審査 ～修羅場の立案～

議員や政党の政策は、審議中の法案に対する修正案の提案という形で示されることもあります。このような修正案の立案・審査もまた衆議院法制局の重要な役割の一つです。

修正案の提案は、法案の審議の過程で、政党がその独自の政策を主張するため行われる場合や、政党間での修正協議が調った上で行われる場合など、様々なケースがあり得ます。修正案の立案作業自体は、基本的には先に述べた法案の場合と異なるところはありませんが、対象となる法案が政治的な争点であればあるほど、委員会での採決の直前になって初めて修正協議が調ったり、極めて政治的な決着をみたりすることも少なくありません。そのため、修正案の立案は、往々にして厳しい時間的制約の下での作業になることが多く、また、複数の政党から同時に立案依頼が舞い込むことも少なくありません。まさに「修羅場」の立案作業であり、政治のダイナミズムを身をもって実感する場面でもあります。

さらに、修正案の立案の際には、時として、様々な法的・政治的要素を考慮しながら、微妙な法的表現を考案することを求められることがあります。そこでは、迅速かつ的確な法律判断・情勢判断と、高い法制執務の能力が必要とされることから、「立法府の法律家」としての実力が試される場面であると言えるでしょう。

3 憲法問題・法律問題についての照会に対する調査回答 ～「法律問題よろず請負業」としての役割～

衆議院法制局の職務は、法案や修正案の作成といった条文化作業を伴うものばかりではありません。議員やその政策立案スタッフからの照会に対する回答、議員が法律問題を検討する際の助言・示唆、委員会の命を受けて行う「法制に関する予備的調査」と多岐にわたります。

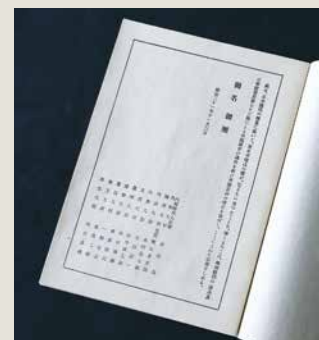
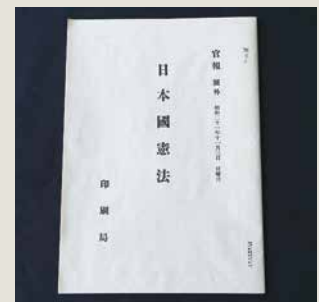
その意味において衆議院法制局は、議会における法律問題が集約される場なのです。

憲法論議・憲法改正に関連する職務 ～前例のない「歴史」に関わる～

国会の憲法論議に関わる職務もまた、衆議院法制局の仕事の柱となる分野です。国会の憲法論議は、各議院の憲法審査会がこれを担い、その論議は、政府への質疑が中心となる他の委員会と異なり、議員間の討議が中心です。これを受け、憲法審査会の議論を支える役割も、国会に置かれた補佐機関である憲法審査会事務局がこれを担うこととされています。衆議院法制局では、憲法改正原案、国民投票法やその修正案の立案、憲法問題に関する調査や助言など法的側面からの補佐業務を担当するとともに、人員面でも、憲法審査会事務局に事務局長・総務課長・主査など多数の職員を派遣して、全面的にこれをサポートしています。

また、憲法改正手続については、平成19年の「日本国憲法の改正手続に関する法律」の制定及び平成26年の改正（いずれも衆議院の議員立法）により、法整備が行われました。憲法改正においては、国会議員による憲法改正原案の作成やその発議、憲法審査会における審査を経て、各議院の本会議で総議員の3分の2以上の賛成を得た憲法改正案が国民投票に付されることとなり、その際には、国会に、憲法改正案の国民に対する広報を担う組織として、「国民投票広報協議会」が設置されることとなります。衆議院法制局は、この国民投票広報協議会に設けられる「事務局」にも職員を派遣するなど、その活動を支えることが見込まれます。

こうした憲法改正に関連する動きや、その是非を含めた憲法論議は、それぞれの段階が前例のない新たな歴史の積み重ねであり、その中で、衆議院法制局をはじめとする補佐機関の役割は、一層重要性を増すものと考えられます。



▲ 日本国憲法公布時の官報